

## 新旧対照表

## 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例

新		旧	
第 1 条～第 19 条（略） <u>附 則（平成 31 年 3 月 5 日条例第 14 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、条例第 4 条第 6 項の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</u>		第 1 条～第 19 条（略）	
別表第 1（第 2 条関係） 1 2 の区域以外の地区整備計画区域		別表第 1（第 2 条関係） 1 2 の区域以外の地区整備計画区域	
名称	区域	名称	区域
<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>東京都市計画砦 8 丁目城山通り沿道地区地区計画整備計画区域</u>	<u>東京都市計画砦 8 丁目城山通り沿道地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>
<u>東京都市計画祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区地区整備計画区域</u>	<u>東京都市計画祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>
別表第 1 の 2（略） 別表第 2（第 3 条 第 9 条、第 10 条、第 11 条） （別紙資料参照） 別表第 2 の 2～別表第 5（略）		別表第 1 の 2（略） 別表第 2（第 3 条 第 9 条、第 10 条、第 11 条） （別紙資料参照） 別表第 2 の 2～別表第 5（略）	